

# 伊佐須美神社御再建奉賛会規約

## 基本事項

### 第一 条 (名称)

本会は伊佐須美神社御再建奉賛会(以下本会という)と称する。

### 第二 条 (目的)

本会は火災で焼失した伊佐須美神社の本殿、幣殿、拝殿を始めとする礼拝施設等の御再建及び境内整備その他付帯事業を図り、色彩豊かな会津の伝統文化の継承を目的とする。

### 第三 条 (事業)

本会は目的を達成するため左に掲げる事業を行う。

- 一、会員募集
- 二、募材活動
- 三、広報活動
- 四、その他目的達成に必要な事業

### 第四 条 (事務局)

本会の事務所は福島県大沼郡会津美里町字宮林甲四三七七番地伊佐須美神社事務所に置き事務局には伊佐須美神社職員を充てる。

## 会員

### 第五 条 (待遇)

本会の目的に賛同し奉賛金及び必要なる物件等の奉納者(その評価額により会員の種別を定む)また協力者を会員とする。

### 第六 条 (役員)

本会は会員の種別(別表の規定)により、感謝状、記念品等を贈呈しその功績を録し、これを伊佐須美神社神前に奉告して本殿に納める。  
※別表の規定を作製し奉賛金を頂いた方への御礼の詳細を記載する

## 役員

### 第七 条 (役員)

本会に左の役員を置く。  
伊佐須美神社宮司(以下宮司)

### 第八 条 (役員)

顧問 若干名  
会長 一名

### 第九 条 (役員)

副会長 三名

### 第十 条 (役員)

理事 若干名 (会長・副会長含む)  
監事 三名

### 第十一 条 (役員)

顧問は伊佐須美神社がこれを委嘱する。

### 第十二 条 (役員)

会長・副会長は伊佐須美神社が委嘱する。会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

### 第十三 条 (役員)

理事は会長がこれを委嘱し、会長の命をうけて会務を執行する。

### 第十四 条 (役員)

監事は会長がこれを委嘱し、会計を監査する。

### 第十五 条 (役員)

本会の役員すべて報酬は支給しない名誉職とするが費用弁償はある。

### 第十六 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第十七 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第十八 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第十九 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第二十 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第二十一 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第二十二 条 (役員)

本会の役員は任期は定めず目的の完遂までとする。役員は辞任することができ、また途中補充のために選任された役員も同様とする。※死亡等の事柄は関係団体及び役員会で諮る。

### 第十五 条 (会議)

会議の構成 宮司・会長・副会長・理事・監事を以って構成する。

### 第十六 条 (会議)

※監事は会計を監査し報告する為に会議の構成に入れるが議決権はない

### 第十七 条 (会議)

役員会は本会の運営に関する重要事項を議決する。

### 第十八 条 (会議)

毎年定時役員会を開催する。また、左に掲げる場合に開催する。

### 第十九 条 (会議)

一、会長が必要と認めるとき。

### 第二十 条 (会議)

二、役員名の三分の一以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

### 第二十一 条 (会議)

三、監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

### 第二十二 条 (会議)

会議は、会長が招集する。会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも十日前までに構成員に通知しなければならぬ。

### 第二十三 条 (会議)

会議の議長は、会長がこれに当たる。

### 第二十四 条 (会議)

会議は、構成員の三分の一以上の出席がなければ開会することができない。

### 第二十五 条 (会議)

会議の議事は、この会則に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第二十六 条 (会議)

やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前二条及び次条の規定の適用については、出席したものとみなす。

### 第二十七 条 (会議)

会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

### 第二十八 条 (会議)

一、会議の日時及び場所

### 第二十九 条 (会議)

二、構成員の現在数及び出席者

### 第三十 条 (会議)

三、議決事項

### 第三十一 条 (会議)

四、議事の経過の概要及びその結果

### 第三十二 条 (会議)

五、議事録署名人の選任に関する事項

### 第三十三 条 (会議)

議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人二人が署名、押印しなければならぬ。

### 第三十四 条 (会議)

報告会は役員会で開催日時・場所を対象の会員を選定し行う。

### 第三十五 条 (経理)

本会の経費は、伊佐須美神社の御再建奉賛金及びその他の収入をもってこれに充て、伊佐須美神社特別会計にて管理する。

### 第三十六 条 (解散)

本会は本殿・幣殿・拝殿再建及びその他付帯事業の完遂をもって、役員会・報告会に会務並びに決算の報告し本会を解散する。

### 第三十七 条 (残余財産の処分)

本会の解散時における財産はすべて伊佐須美神社の所有に属するものとする。

### 第三十八 条 (委任)

本規定に必要な細則は、役員会に諮り別にこれを定めることができる。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

### 附則

本規定は令和六年十二月十一日より施行する。

伊佐須美神社御再建奉賛会規約 第六條 別表

No	会員種別	金種		証	待遇				記念品			祭事	会議・その他		
	大分類	金種①	金種②	御芳名 保存	特別参拝	参拝数	芳名板 殿内	芳名板 境内	記念品	感謝状	記念誌	祭典	報告会	事前見学会	解散式
1	特別名誉 永代会員	一千万以上	一千万以上	特別	○	永代	○	○	特別	○	○	特別	○	○	○
2	特別会員	五百万以上	五百万以上	甲	○	永代	○	○	甲	○	○	甲	○	○	○
3	名誉会員	百万以上	三百万以上	乙	○	永代	○	○	乙	○	○	乙	○	○	○
			百万以上	乙	○	永代	○	○	乙	○	○	乙	○	○	○
4	有効会員 (正会員)	十万以上	五十万以上	丙	○	10年		○	丙	○	○	丙	○		○
			三十万以上	丙	○	10年		○	丙	○	○	丙	○		○
			十万元以上	丙	○	10年		○	丙	○	○	丙	○		○
5	賛助会員	一万以上	五万円以上	丁	○	2年		○	丁						
			三万円以上	丁	○	2年		○	丁						
			一万元以上	丁	○	2年		○	丁						
6	協賛会員	一万未満	一万未満	○				○							
			五千以上	○				○							
			三千以上	○				○							